

関係者各位

【声明】 日本学術会議人事への政府による

学問の自由を侵害する介入に強く抗議する

菅首相が日本学術会議（以下単に、学術会議）の選考委員会の議を経て推薦された次期会員候補（105人）のうち6人の任命を理由も示さず拒否したことに強く抗議する。

政府が判断する余地はない

学術会議法（以下単に、会議法）17条は、「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するもの」とされており、これを受けて7条2項に基づいて、候補者の推薦が学術会議により行われるもので、政府が介入する余地はない。

内閣総理大臣の「監督権」の行使は違法な措置

しかし、菅首相は、「法に基づいて適切に対応した結果だ。」と記者団に答え（10月2日 JNN, Nスタ）、加藤官房長官は記者会見で学術会議を「総理大臣の所轄の行政機関」だとして、学術会議に「会員の人事等を通じて一定の監督権を行使すること…が直ちに学問の自由の侵害ということにはつながらない」（10月1日）と語り、加えて「専門領域の業績のみにとらわれない広い視野に立って、総合的、俯瞰的観点からの活動を進めていただくために、…任免権者である総理大臣が法律に基づいて任命を行った。」（10月2日いずれも内閣府広報室「官房長官記者会見」）と強弁した。

私たちの先輩研究者・学者たちは、戦前、時の政権の言うがままに戦争に協力した経験から再びそのようなことにならないことを誓って、学術会議を誕生させた。そして、「日本学術会議の発足にあたっての科学者としての決意表明」（1949年1月22日）に「科学者の総意の下に、人類の平和のためあまねく世界の学界と連携して学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきことを期する」ことを誓ったのである。

会議法は、3条で「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。」の職務を独立して行うことを特別に規定している。これは、時の政権・政府とは独立に科学に関する重要事項を自律した科学者の審議に委ね、そこに出された意見が時の政府の政策と異なるものであっても政府が真摯に耳を傾けることを求めるものである。自律した多様な科学者の意見に傾聴することこそ、社会全体に公平に資する科学の発展につながるの考えに基づいたものである。その要である独立性を担保するために会員の選出に当たっても時の政権・政府の介入があってはならない。つまり、学術会議は行政機関ではあるが政府に勧告、提言する（批判も含まれる）機能が与えられた独立性の高い自立した機関なのである。しかも、多様な学問分野の会員からなる学術会議ほど「総合的、俯瞰的な活動を確保する観点」に富んだ機関はなく、会員相互の判断こそが適切なのであり、政府の判断が入る余地はないといえる。また、会員候補の選考は会議法17条により学術会議のみが行うことで、政府が「選択」することはできない。

一方、会議法7条2項および17条に加えて、26条の会員の免職の規定にも示されるように、任命の実質的権限は学術会議に属する。したがって内閣総理大臣による「監督権」などは存在しないのである。

かつての政府見解－政府が干渉したり中傷したりはしない

当時、中曽根康弘首相は、国会で「政府が行うのは形式的任命にすぎません」（83年5月12日、参議院文教委員会）と述べ、学術会議を所管していた総理府総務長官は「内閣総理大臣による会員の任命行為というものはあくまでも形式的なものでございまして、…推薦された者をそのまま会員として任命するというようにしております。…政府が干渉したり中傷したり、そういうものではない。」（国務大臣丹羽兵助 1983. 11. 24 参議院文教委）という見解を示した。したがって、菅政権による任命拒否は従来の政府見解に反している。

学術会議の存続理由と、学問の自由を危うくする任命拒否－6氏の任命拒否の撤回を

学術会議を構成する会員の任命に、存在しない「監督権」を行使し、内閣総理大臣の意のままになれば、独立の機関としての学術会議の地位および職務と権限の独立性は失われる。政府が学術会議の人事に介入することで、審議会並みの人選となれば、学術会議の存在理由は危機にさらされることになる。

6氏が任命されなかった理由は開示されていない。仮に拒否することが出来るとすればその基準こそ明示すべき事柄である。拒否の理由が政策批判であったとすれば、研究の成果に基づいた研究者の見解に政府が断を下すことであり、憲法23条に保障された学問の自由を侵害する。

これまで経済政策、金融政策、文化政策など人文・社会科学分野で専門的研究に基づいて批判的評価や批判的政策を提言する学者・研究者は少なくなかった。それは人文・社会科学分野に留まらず、気候危機問題、原発・エネルギー問題、資源問題、医療、感染症対策、宇宙やサイバー空間の利用、自然災害、環境汚染など、およそ学術、科学・技術の全ての分野に共通するものである。その批判を封じてしまえば学問の学問たるゆえんを失うことになる。

今回の任命拒否はそれにとどまらず、日本の学問の全ての分野に重大な影響を及ぼし、その結果、学問全体が萎縮し、自由な発想や研究が制約され、政府の誤りが正されたり、よりよい政策提案がなされる可能性がそこなわれる。こうして、学問の自由が失われれば、結局、社会全体が不利益を被るのである。

以上の理由から、日本科学者会議は政府による学術会議会員人事への介入に強く抗議し、会員任命拒否の即時撤回を要求する。

以上

2020年10月7日

日本科学者会議幹事会

【連絡先】

〒113-0034 文京区湯島 1-9-15 茶州ビル 9F

Mail : mail@jsa.gr.jp

Tel;03-3812-1472